

改正後

(削除)

現行

(庶務)

第9条 ネットワークの庶務は、保健福祉部子育て支援課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

2 この要綱施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

相模原市	保健福祉部長
	保健福祉部保健所長 学校教育部長
関係機関	相模原児童相談所長
	児童養護施設中心子どもの家所長
	相模原市民生委員児童委員協議会から推薦された者
	相模原市医師会から推薦された者
	相模原歯科医師会から推薦された者
	相模原市私立保育園長会から推薦された者
	横浜弁護士会相模原支部から推薦された者
	相模原市人権擁護委員会から推薦された者
	相模原警察署から推薦された者
	相模原南警察署から推薦された者
	相模原市幼稚園関係団体から推薦された者
	相模原市公立小学校校長会から推薦された者 相模原市公立中学校校長会から推薦された者

別表2(第5条関係)

相模原市	企画部	男女共同参画課長
		保健福祉総務課長
	保健福祉部	地域福祉課長
		保健福祉総合相談課長
		地域医療課長
		子育て支援課長
		保育課長
		相模原福祉事務所長
		南福祉事務所長

改正後

現行

(削除)

		陽光園所長
		地域保健課長
保健福祉部保健所		保健予防課長
		中央保健センター所長
教育委員会管理部		学務課長
教育委員会学校教育部		指導課長
		青少年相談センター所長
消防本部		救急対策課長
関係機関	相模原児童相談所	指導課長

改正後

(削除)

現行

**【参考事例】子ども虐待予防相談センター中心型
神奈川県横須賀市の児童虐待防止ネットワーク**

1. 横須賀市の概要

- 1) 人口：428,804人（平成16年12月1日現在）
- 2) 出生数(率)：3730人(8.7)（平成15年7月～平成16年6月）
- 3) 0歳から18歳までの児童数：(平成16年10月1日現在)
 - 0～4歳 18,210人
 - 5～9歳 19,098人
 - 10～14歳 19,033人
 - 15～19歳 19,135人
- 4) 市の特徴：神奈川県南東、三浦半島の中央部にあって、東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面している。平成13年に中核市へ移行。

2. 子ども虐待予防相談センターの設立

若い母親らの育児に関する悩みやストレスの解消を手助けすることで、子どもに対する虐待を未然に防ごうと、保健師や保育士、専門家らによる「子ども虐待予防相談センター」を開設。対象は就学前の子どもを持つ保護者で、スタッフは保健師(常勤、非常勤)、保育士(非常勤)、心理相談員(非常勤)、精神科医(非常勤)。ネットワークミーティングやMCG、メンタルヘルス相談、心理相談、緊急一時保育、緊急一時入院、母親のメンタルヘルスチェック、従事者研修を実施している。

3. 横須賀市のネットワークの特徴

母子保健の中の子育てネットワークが健康福祉センターを中心に機能していた。平成12年度から、児童虐待防止ネットワークミーティング事業を立ち上げ、全体会（代表者会議）と部会（個別ケース会議）の二重構造となっている。児童虐待という狭いネットワークだけではなく、子育て支援として予防的なより広いネットワークと有機的に連携することにより、児童虐待防止ネットワークが有効に機能している。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

全体会は年2回開催し、相互の情報交換や各機関の役割の明確化、連携強化、啓発活動等について検討する。部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針、役割分担を明確にすることを目的とし、事務局長が必要と認めた時に随時開催している。

2) 構成メンバー

医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育園、幼稚園、学校、警察、弁護士、保護司、養護施設、市役所内関係機関、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>3) 活動内容</p> <p>① 電話相談・面接相談（一般相談） 保健師や心理相談員、保育士が従事し、タイムリーな相談を行っている。</p> <p>② ネットワークミーティング 横須賀市内における児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止ネットワークミーティングを設置。具体的には関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目指す「全体会」と、個々のケースを共有し、今後の方針と役割分担を明確にするための「部会」により構成されている。</p> <p>③ MCG 子どもへの虐待が危惧される親、虐待をしてしまっている親のために、同じ立場の親同士気持ちを話し合い、自分自身を見つめ、ストレスを軽減し、育児を支え、子どもへの虐待を予防する場の提供をする。</p> <p>④ 心理相談 虐待問題などで混乱した保護者の気持ちを整理する手助けをする。具体的には数回のセラピーで整理のつく方・他のケアを紹介した方がよい方、あるいは併用した方がよい方、精神科受診につなげる必要のある方など、保護者の心理状況のアセスメントを行い適切な対応計画を立てて実施する。</p> <p>⑤ メンタルヘルス相談 虐待問題に悩む当事者・親族および関係機関の相談を受ける。また、関係機関（職員）のメンタルヘルスケアも行う。</p> <p>⑥ 緊急一時入院・保育 親の同意を得ることを条件とし、緊急一時入院・保育を実施することで虐待を受けている、又は受ける可能性のある子どもの安全を確保し、保護者を指導、親子関係の緊張緩和、重症化を防ぐ。また、利用中に関係機関及び保護者と話し合い、利用後の生活、子育てについて準備する。</p> <p>⑦ 従事者研修・啓発活動 関係者の虐待問題に取り組むスキルを上げ、より連携がスムーズにとれるようにする。また、地域からの依頼も積極的に受理し、虐待に対する偏見をなくし、虐待問題に協力的なまちづくりを目指す。</p> <p>5. ネットワークの効果</p> <p>① 子ども虐待予防相談センターの機能や虐待への理解が深まり、関係機関からの虐待の相談が増え把握がしやすくなったと同時に早期対応が可能となった。</p> <p>② 関係機関の役割が明確になり、相互の機能を理解することができた。それにより連携がスムーズになった。</p>